

新規就農者支援事業について

事業種目	事業内容	交付要件	事業費	国庫補助率	県費補助率
経営発展支援事業	就農後の経営発展のために、県が機械・施設等の導入を支援する場合、国が県支援分の2倍を支援する事業	勝山市内に住所を有し、就農時49歳以下の方で、認定新規就農者であること。その他経営を継承する場合や「地域計画」若しくは「人・農地プラン」に位置づけられていること等、別途要件がある。	事業費上限は1,000万円(経営開始事業の交付対象者の場合は500万円)とし、1,000円未満は切捨てとする。ただし、夫婦で農業経営を開始する場合は、事業費上限に1.5を乗じた額を上限額(1円未満切捨て)とする。	県支援分の2倍	4分の1
初期投資促進事業					
経営開始事業	経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業	勝山市内に住所を有し、就農時49歳以下の方で、青年等就農計画を策定していること。その他経営を継承する場合や「地域計画」若しくは「人・農地プラン」に位置づけられていること、前年世帯所得が600万円以下であること等、別途要件がある。	150万円×3年とする。ただし、夫婦で農業経営を開始する場合は、上記の事業費に1.5を乗じた額(1円未満切捨て)とする。	10分の10	—
未来に繋ぐふくい農業応援事業	経営開始2年度目までの認定新規就農者に対して、機械・施設等の導入を支援する事業	勝山市内に住所を有し、経営開始2年度以内の方で、認定新規就農者であること。経営発展支援事業又は初期投資促進事業等を併せて申請していること。	事業費上限は3,300万円。ただし経営発展支援事業等を併せて申請するものとする。	3分の1	—